

石川県公報

平成30年6月26日

第13117号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示			
○平成30年度管理美容師資格認定講習会の指定 (薬事衛生課)	1	○一般国道の供用の開始	(同) 6
○平成30年度管理美容師資格認定講習会の指定 (同)	2	○道路の占用を制限する区域の指定	(同) 6
○歳入の徴収事務の委託 (自然環境課)	2	○石川県証紙売りさばき人指定の一部改正(出納室)	7
○家畜人工授精に関する講習会の実施 (生産流通課)	2	公 告	
○農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新 (農業安全課)	3	○石川県立保育専門学園学生募集公告(少子化対策監室)	7
○農産物検査法に基づく地域登録検査機関の変更登録 (同)	4	○大規模小売店舗の変更の届出の公告(経営支援課)	8
○保安林の指定 (森林管理課)	4	○大規模小売店舗の変更の届出の公告(同)	9
○一般国道の区域の変更 (道路整備課)	5	○地域登録検査機関の変更の届出の公告(農業安全課)	10
		○公共測量実施公告(監理課)	10
		○都市計画事業の事業計画の認可に係る公告 (公園緑地課)	11
		○入札公告(警察本部)	11

告 示

石川県告示第301号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定により、平成30年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成30年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 主権者の所在地及び名称
東京都江東区有明3丁目7番26号
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 日程

第 1 日	平成30年10月22日
第 2 日	平成30年10月29日
第 3 日	平成30年11月 5日

- 場所
金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター
- 科目及び時間数

科 目	時 間 数
公 衆 衛 生	4時間
理容所の衛生管理	14時間
計	18時間

- 受講料
16,000円
- 会場の運営及び設営の窓口となる機関

東京都江東区有明3丁目7番26号
有明フロンティアビルB棟9階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
業務部

石川県告示第302号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、平成30年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成30年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 主催者の所在地及び名称

東京都江東区有明3丁目7番26号
公益財団法人理容師美容師試験研修センター

2 日程

第 1 日	平成30年10月22日
第 2 日	平成30年10月29日
第 3 日	平成30年11月 5 日

3 場所

金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター

4 科目及び時間数

科 目	時 間 数
公 衆 衛 生	4時間
美容所の衛生管理	14時間
計	18時間

5 受講料

16,000円

6 会場の運営及び設営の窓口となる機関

東京都江東区有明3丁目7番26号
有明フロンティアビルB棟9階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
業務部

石川県告示第303号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成30年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県自然公園施設のうち南竜山荘及び南竜ヶ馬場ケビンに係る使用料の徴収事務	白山市鶴来本町4丁目ヌ85番地	一般財団法人 白山市地域振興公社	平成30年7月1日から 同年11月30日まで

石川県告示第304号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成30年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 期日
平成30年8月21日(火)から同年9月21日(金)まで
- 2 場所
石川県農林総合研究センター畜産試験場
羽咋郡宝達志水町坪山ナ部93番2
- 3 家畜の種類
牛
- 4 講習人員
15名程度(県内在住者を優先する。)
- 5 受講願の提出期限及び提出場所
 - (1) 提出期限
平成30年7月27日(金)まで(郵送の場合は、同日までの消印があるものに限る。)
 - (2) 提出場所
石川県農林水産部生産流通課畜産振興グループ
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
- 6 その他
受講願等の請求その他詳細については、石川県農林水産部生産流通課畜産振興グループへ問い合わせること。

石川県告示第305号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録を更新した。

平成30年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 登録年月日及び登録番号
平成15年6月26日 17026
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
一般社団法人 かがのと農産物検査協会
竹本 敏晴
能美市牛島町口175番地
- 3 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類
国内産農産物(玄米)
- 4 登録の区分
品位等検査
- 5 登録検査機関が農産物検査を行う区域
石川県
- 6 農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
芝 垣 隆 平	羽咋郡宝達志水町子浦レ26-2	玄米
舘 喜 洋	白山市行町イ164	玄米
杉 浦 龍 彦	羽咋市円井町174	玄米
井 村 辰二郎	金沢市疋田2-210-2	玄米
北 貴 良	金沢市宮保町イ4	玄米
北 次 聖	能美郡川北町朝日イ24	玄米
下 口 幸	加賀市山代温泉大和町284	玄米
小 林 孝 志	金沢市八田町東324	玄米

中井勝利	金沢市二俣町ル18甲	玄米
竹本彰吾	能美市牛島町ロ175	玄米
吉田成豊	小松市長田町ル163	玄米
今井耕平	鹿島郡中能登町小田中井部83	玄米
岩岡正浩	小松市千木野町へ134-1	玄米
川崎裕司	能美市牛島町リ16-1	玄米
寺田知貴	かほく市高松ノ35-4-2-501	玄米

- 7 登録更新年月日
平成30年6月26日

石川県告示第306号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第19条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の変更登録をした。

平成30年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 変更登録年月日及び登録番号
平成30年6月26日 17012
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
珠洲市農業協同組合
表野 悦夫
珠洲市野々江町ニ部40番地1
- 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類
(変更前)国内産農産物(玄米、大麦、大豆、そば)
(変更後)国内産農産物(玄米、小麦、大麦、大豆、そば)
- 登録の区分
品位等検査
- 登録検査機関が農産物検査を行う区域
石川県
- 農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類	
		新	旧
新 出 雄 基	珠洲市三崎町寺家ケ-69	玄米、小麦、大麦、大豆	玄米、大麦、大豆

石川県告示第307号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成30年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林の所在場所
羽咋市滝谷町ク25
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び羽咋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林の所在場所

羽咋郡志賀町貝田九4の3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び志賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林の所在場所

鹿島郡中能登町西土器作19から21まで、26、元飯川壺〇五28

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第308号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年6月26日から同年7月10日まで縦覧に供する。

平成30年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
304号	金沢市梨木町式字19番1地先から 金沢市梨木町式字15番2地先まで	旧	16.10~20.20 50.9	県央土木総合事務所 維持管理課
		新	17.00~21.50 50.9	

"	金沢市梨木町式字9番1地先から	旧	14.40~15.70	32.2	"
	金沢市梨木町イ1番1地先まで	新	15.80~15.80	32.2	
"	金沢市梨木町ハ33番2地先から	旧	12.70~14.10	35.8	"
	金沢市梨木町イ240番地先まで	新	13.90~15.20	35.8	

石川県告示第309号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成30年6月26日から同年7月10日まで縦覧に供する。

平成30年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
304号	金沢市梨木町式字19番1地先から 金沢市梨木町式字15番2地先まで	平成30年6月26日	県央土木総合事務所維持管理課
"	金沢市梨木町式字9番1地先から 金沢市梨木町イ1番1地先まで	"	"
"	金沢市梨木町ハ33番2地先から 金沢市梨木町イ240番地先まで	"	"

石川県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、その関係図面は、平成30年6月26日から同年7月10日まで縦覧に供する。

平成30年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般国道	304号	金沢市梨木町式字19番1地先から 金沢市梨木町式字15番2地先まで	県央土木総合事務所維持管理課
"	"	金沢市梨木町式字9番1地先から 金沢市梨木町イ1番1地先まで	"
"	"	金沢市梨木町ハ33番2地先から 金沢市梨木町イ240番地先まで	"

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年6月26日

石川県告示第311号

石川県証紙売りさばき人指定(昭和48年石川県告示第380号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。
平成30年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

2の白山市の表4の項中「白山支部長 北村秀紀」を「白山支部代表 辻恵一」に、「白山市尾添」を「白山市小柳町」に改める。

2の羽咋市の表中2の項を削り、同表3の項中「酒井幹雄」を「番匠久雄」に改め、同項を同表2の項とする。
2の羽咋市の表の次に次のように加える。

(羽咋郡)

1	石川県猟友会 羽咋支部長 南正信	羽咋郡志賀町大福寺	同左
---	---------------------	-----------	----

公 告

石川県立保育専門学園学生募集公告

石川県立保育専門学園に平成31年4月に入学する学生を次のとおり募集する。

平成30年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 募集人員

保育学科(修業年限2年) I期試験 50名 II期試験 10名

2 受験資格

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者及び平成31年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成31年3月修了見込みの者
- (3) 文部科学大臣から(1)又は(2)と同等以上の資格を有すると認定された者

3 試験の日時

I期試験 平成30年12月5日(水) 午前9時から

II期試験 平成31年2月24日(日) 午前9時から

4 試験会場

金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

5 試験科目

(1) 筆記試験

国語

「国語総合」及び「国語表現」(ただし、古文及び漢文を除く。)

(2) 実技試験

音楽

次のA〈ピアノ〉又はB〈声楽〉のどちらか一方を選択する。

A 〈ピアノ〉

次のaからcまでの中から受験生が任意に選択した1曲を演奏する。

演奏は、繰り返しなしとする。暗譜でもよいし、楽譜を見てもよい。

a バイエルピアノ教則本より 原書番号60番(イ短調3/4拍子)から原書番号106番(ハ長調3/4拍子)の中から番号を持つ曲

b プルグミュラー25の練習曲より 第1から25番

c ソナチネアルバムI巻より 第1から17番の第1楽章

B 〈声楽〉

次のdからfまでの中から受験生が任意に選択した1曲の1番を無伴奏で歌う。移調可。

暗譜でもよいし、楽譜を見てもよい。必要な者は歌い出しの音をピアノで出すことができる。

- d 大きな古時計 保富康午 訳詞 ヘンリー・クレイ・ワーク 作曲
e 手のひらを太陽に やなせたかし 作詞 いずみたく 作曲
f 朧月夜(おぼろづきよ) 高野辰之 作詞 岡野貞一 作曲

(3) 面接試験

6 出願に関する書類の受付期間

I 期試験 平成30年11月20日(火)から同月27日(火)までとする。

II 期試験 平成31年2月12日(火)から同月19日(火)までとする。

ただし、両期とも土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、必ず書留郵便により出願すること。(締切り当日までの消印のあるものを受け付ける。)

7 出願に関する書類の提出先

〒921-8041 金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園 教務課入学試験係

電話番号(076)242-5185

8 その他

募集要項等の請求その他詳細については、石川県立保育専門学園教務課へ問い合わせること。

1 募集人員

専攻科(修業年限1年) I 期試験 10名程度 II 期試験 若干名

2 受験資格

保育士資格を有するか、入学までに取得見込みの者

3 試験の日時

I 期試験 平成30年11月11日(日)午前9時から

II 期試験 平成31年2月24日(日)午前9時から

4 試験会場

金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

5 試験科目

(1) 筆記試験

小論文

(2) 面接試験

6 出願に関する書類の受付期間

I 期試験 平成30年10月25日(木)から同年11月5日(月)までとする。

II 期試験 平成31年2月12日(火)から同月19日(火)までとする。

ただし、両期とも土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、必ず書留郵便により出願すること。(締切り当日までの消印のあるものを受け付ける。)

7 出願に関する書類の提出先

〒921-8041 金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園 教務課入学試験係

電話番号(076)242-5185

8 その他

募集要項等の請求その他詳細については、石川県立保育専門学園教務課へ問い合わせること。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成30年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト金沢本店
野々市市野代2丁目11番地
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社サンキュー
代表取締役 小林 義典
福井県福井市新保北1丁目601番地
(変更後) 株式会社サンキュー
代表取締役 道法 一雅
福井県福井市新保北1丁目601番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社サンキュー
代表取締役 小林 義典
福井県福井市新保北1丁目601番地
(変更後) 株式会社サンキュー
代表取締役 道法 一雅
福井県福井市新保北1丁目601番地
- 3 変更の年月日
平成30年4月1日
- 4 変更する理由
 - (1) 建物設置者の代表者の変更のため
 - (2) 小売業者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日
平成30年6月4日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成30年6月26日から同年10月26日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成30年10月26日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成30年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト金沢本店
野々市市野代2丁目11番地
- 2 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 567台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 197台

3 変更する年月日

平成31年2月5日

4 変更する理由

第5駐車場敷地の解約及びその他の隔地駐車を従業員用駐車場兼臨時駐車場とするため。

5 届出年月日

平成30年6月4日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成30年6月26日から同年10月26日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成30年10月26日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

平成30年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

加賀農業協同組合

南出 紀良

加賀市作見町ホ10番地1

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(1) 登録台帳に新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
蔦 谷 由 幸	加賀市湖城町1丁目73	玄米、大麦、大豆
清 谷 友太郎	加賀市南郷町ワ-110-2	玄米、大麦、大豆
表 泰 基	加賀市山中温泉塚谷町1丁目146	玄米、大麦、大豆

(2) 登録台帳から抹消された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
村 田 悠 也	加賀市塩浜町と98	玄米、大麦、大豆、そば

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宝達志水町長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (空 中 写 真 撮 影)	平成30年7月1日から 平成31年3月15日まで	宝達志水町(全域)

都市計画事業の事業計画の認可に係る公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第2項の規定により、次の都市計画事業の事業計画が認可された。

平成30年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事 業 地
小松都市計画公園事業 9・6・1号 木場潟公園	石 川 県	小松市白江町リ61番地 1 南加賀土木総合事務所	(1) 収用の部分 石川県小松市三谷町タ、トカ谷、クボ谷、ヨ、ヌ及び木場町メ地内 (2) 使用の部分 なし

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約件名及び数量
交通規制用資機材等賃貸借 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 借上期間
入札説明書による。
- (4) 設置場所
石川県警察本部が別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成30年7月5日(木)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した各種の機器又は装置に係る借上げを受注し、又は履行した実績を有し、この公告に示した借上予定物品の納入が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成30年7月6日(金)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成30年7月9日(月)正午

(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

平成30年7月9日(月)午後1時40分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間に係る賃貸借料総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除